

松江市選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条の2第3項の規定により、令和4年1月4日島根原子力発電所2号機の再稼働について、市民の意向を問い、市民の意思を的確に反映させる松江市住民投票条例制定請求代表者 岡崎由美子 外1名から提出された島根原子力発電所2号機の再稼働について、市民の意向を問い、市民の意思を的確に反映させる松江市住民投票条例制定請求者署名簿に係る縦覧期間及び場所を次のとおり告示する。

令和4年1月12日

松江市選挙管理委員会委員長 石原憲夫

1. 縦覧期間 令和4年1月21日から令和4年1月27日
2. 縦覧場所 松江市末次町86番地 松江市選挙管理委員会事務局